イギリス特殊教育の動向 ----「ウォーノック報告」及び「1981年教育法」以降における----

河合 康* 石部元雄

イギリスでは、1978年に「ウォーノック報告」が提出され、1983年には、同報告に基づいて成立した「1981年教育法」が施行された。「ウォーノック報告」および「1981年教育法」に盛り込まれている内容は斬新で、将来のイギリス特殊教育の方向性を示すものであったが、近年の保守党政府の教育費全般の削減政策の折、こうした内容がどの程度実現されるかについては、予測し難いものがある。特に、統合教育の推進、就学前教育(5歳以前)の充実、継続教育(16歳以降)の拡大、教員養成・研修の強化など多くの困難な問題点のあることが指摘された。その一方で、リソースセンターとしての特殊学校の新しい役割や、特殊学級やユニットの形態・機能の変化など、注目すべき点もみられた。全般的にみて、多くの地方教育当局が、特殊教育全体に渡って、既存の資源の再配分を検討しながら独自の対応を示していることがうかがわれた。

キーワード:ウォーノック報告 1981年教育法 特別な教育的ニーズ

1 はじめに一「1981年教育法」の施行

イギリスでは、1983年4月1日に、80年代の特殊教育の新たな方針と施策を体系的に法制化した「1981年教育法」(以下「81年法」と略称)が施行された。同法は、障害児の全員就学を世界に先がけて実現させた「1970年教育法」(1971年4月1日施行)に次ぐ、イギリスにおける戦後2番目の特殊教育に関する画期的な法律である。「81年法」は、1978年に提出された「ウォーノック報告」の数多くの勧告のうち、立法措置が必要なものについて規定したものであるが、同法は、従来のイギリス教育制度の法的基盤であった「1944年教育法」の中の、特殊教育関連規定を大幅に修正した、という点で、大きな意義をもっている。「81年法」によって、特殊教育制度の新たな枠組が形づくられたのである。

紙巾の関係上,「81年法」の内容について,詳細にふれることはできないが,同法の骨子をまとめると以下の通りになる。

第1は、従来の10種の障害種別カテゴリー(盲、

弱視、聾、難聴、精神遅滞、てんかん、不適応、 肢体不自由、言語障害、病虚弱)を撤廃し、それ に代わって、「特別な教育的ニーズ」という新しい 包括的な概念を導入したことである。この概念の 趣旨は、従来の障害種別カテゴリーに対応した画 一的な教育措置ではなく、個々の児童生徒の具体 的なニーズに即応した柔軟な教育措置を講じよう、 という点にある。

「特別な教育的ニーズ」という概念は、「ウォーノック報告」で提言されたものであるが、同報告によると、この概念に該当する児童生徒数は、全学齢児童生徒数の約20%にまで及ぶとされている。従来の障害児出現率が2%前後であるという事実をみると、この値はあまりにも高率である。しかし、ここにこそ、「特別な教育的ニーズ」という概念の本質が反映されているのである。なぜならば、この概念は、従来、適切な教育を受けることなく普通学級に放置されていた18%の児童生徒を包含しようとするものであるからである。

第2は、総合教育の原則を明確に打ち出したことである。つまり、地方教育当局(Local Education Authority:以下LEA と略称する)に

^{*} 心身障害学研究科

は、「特別な教育的ニーズ」をもつ児童生徒に対して、特別な教育措置を講じる義務が課せられているが、この措置は、親の意向を考慮した上で、以下の3条件と両立する場合、普通学校で講じなければならない、とされたのである。3条件とは、①当該児童生徒が、適切でかつ特別な教育措置を受けられること、②当該児童生徒と一緒に教育を受ける児童生徒に、効果的な教育を与えるのを妨げないこと、③財源を有効に利用すること、である。これが、「81年法」における統合教育の原則である。

第3は、特殊教育における親の権限が強化されたことである。親の権限の強化については、「81年法」が「親の憲章」(parents' charter)と呼称されている点からも察知できるが、具体的な内容としては、特に、児童生徒の教育措置の決定に関する手続きに親が関与できる機会が拡充したこと、その決定に対する親の不服申し立て権が確立したこと、などが注目される。

第4は、「特別な教育的ニーズ」の評価に関する 手続きが整備されたことである。その中でも、「特 別な教育的ニーズ」をもつ児童生徒に関する判定 書の作成、維持、保管についての制度、いわゆる 記録システムが確立した点が、従来の場合と大き く異なっている。

以上が,「81年法」の骨子であるが,その内容は極めて斬新である。しかし,近年の,保守党政府の教育費全般の削減政策の折,同法が実際にどの程度実現されるかに関しては,疑問視する者も多い。

以下では、「81年法」の規定、及び同法の基盤である「ウォーノック報告」の内容をふまえながら、できるだけ具体例を挙げて、80年代後半のイギリス特殊教育の動向を展望してみたい。

2. 統合教育

「81年法」によって、統合教育推進の方向が明確に打ち出されたわけであるが、統合教育を求める動きは、既に、1970年代からみられていた。

「1970年教育法」によって、障害児の就学猶予・免除規定を撤廃し、世界に先がけて障害児の全員就学を実現させたイギリスでは、障害児・者に対する意識の高揚に伴って、統合教育を求める社会的圧力や親の運動が強まっていった。こうした動きを背景にして、障害児の統合教育に関する規定

が、「1976年教育法」の第10条ではじめて法文化されたのである。この規定は、関連規定不備のため施行されなかったが、「81年法」における統合教育の規定の基礎となっている。

また、普通教育における近年の動向と、統合教 育との関連も見逃すことができない。イギリスで は、従来、中等学校を、グラマー・スクール、テ クニカル・スクール,モダン・スクールの3つに 類型化した, いわゆる 3 類型分立制度をとってき た。この制度は、初等教育修了段階(11歳)に実 施される選抜試験によって維持されてきた。しか し, 3類型分立制度は, 伝統的な社会の階級構造 を反映するものである, という批判が戦後一貫し て主に労働党政権下でなされ、地域に共通の中等 学校,いわゆるコンプリヘンシブ・スクールを設 置しよう, という動きが強まっていった。その結 果、現在では、80%以上の児童生徒が、コンプリ ヘンシブ・スクールに在籍するようになってきて いる。このような中等教育段階における選別機能 の克服は、まさに障害児と健常児の間の差別・障 壁を撤廃しようという理念と符節を合わすもので あり、障害児の統合教育の推進に、少なからず影 響を及ぼしてきたのである。

しかしながら,統合教育の実施に際しては,い くつかの問題点がある。

第1は、財源の問題である。普通学校で障害児に適切な教育を施すためには、施設・設備の充実、適切な教材・教具や有資格教師の確保などの条件整備が必要不可欠である。しかし、現在の厳しい財政状況下にあっては、こうした諸条件を満たすことは極めて困難であり、統合教育の推進に歯止めをかけることが予想される。

その一方で、統合教育が、教育費削減のための 手段として推進され、その結果、「安上がりの統合 教育」の犠牲が生まれるのではないか、という全 く別の視点からの懸念の声も聞かれる。

第2の問題は、「81年法」における統合教育実施のための前述の3条件の規定が、LEAの統合教育不履行の口実となりうる、という点である。3条件の基準が明確にされていないという点からみても、各 LEA がこの条件を任意に適用する可能性はあるように思われる。

では、実際の統合教育の実施状況はどうなのであろうか。

特殊学校在籍児童生徒数は, Tab.1 に示すよう

Table 1 特殊学校数及び特殊学校在籍児童生徒数の推移

	年	1965—66	1970-71	1975—76	1979—80	1980—81	 1981—82
① 学 校 数	公立	87	82	159	145	141	132
	私立	10	9	7	4	4	3
計	12 <u>-12</u>	97	91	166	149	145	135
② 児童生徒数(千人)		4.3	3.8	9.7	7.8	7.3	6.7
③ 教員数 (千人)		0.5	0.5	1.2	1.2	1.2	1.1
2. その他の特殊学校		0.0	0.0	1.2	1.2	1.2	1.1
① 学 校	公 立	831	996	1,627	1,760	1,763	1,759
	私立	126	117	120	115	112	109
	通学制	577	703	1,276	1,412	1,412	1,412
	寄宿制	380	410	471	463	463	456
計	HJ 1121 H 3	957	1,113	1,747	1,875	1,875	1,868
。 ② 障害カテゴリー別生徒	非数 (千人)		1,110		_,	_,	_,,,,,
盲 · 弱 視		3.5	3.5	3.9	3.7	3.5	3
辈 · 難 聴		5.6	6.5	6.8	5.6	5.3	5.0
肢体不自由(病・虚弱を含む)		17.1	16.6	18.9	18.0	17.3	16.8
不適応	36 107	3.5	8.1	14.4	15.0	14.7	14.5
精神遅滞		52.8	62.1	86.3	92.1	92.8	92.9
てんかん		0.9	1.2	2.4	1.9	1.8	1.6
言語障害		0.2	1.4	6.2	3.5	3.1	2.5
自閉症		_	_	0.5	0.6	0.7	0.6
計		83.7	99.5	139.5	140.7	139.2	137.3
③ 教 員 数 (千人)			55.6	100.0		100.2	100
© 10 M M (170)	常勤	7.0	8.9	15.2	17.6	17.7	17.7
	非常勤	0.4	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7

注) 文献(7)より

に最近,減少していることがうかがわれる。しかし、イギリスでは、70年代後半より全学齢児童生徒数が全体的に低下しており、この影響が反映されている可能性がある。それ故、Table.1のみから統合教育が進行していると即断するのはむずかしい。むしろ、特殊学校在籍児童生徒数の減少率が全学齢児童生徒数のそれよりも低い、という事実は、障害児の分離の進行を裏付けるものである、という見解さえある。

Fig. 1 は、年齢別にみた特殊学校在籍児童生徒数を示したものであるが、学年の進行に伴いその数が顕著に増加していることがわかる。これは、年齢とともに「特別な教育的ニーズ」のもつ意味が深刻になり普通学校から特殊学校へ転校する児童生徒が増加する、という事実を示すものであろ

う。特に、中等教育段階の特殊学校では職業的自立を指向した現実的なカリキュラムが組まれるため、特殊学校への移行傾向が強まるものと考えられる。

このように、必ずしも統合教育が進行しているとは言い難いものがある。事実、イギリスの教育助言センター(Advisory Centre for Education)と脳性マヒ協会(Spastics Society)が1982年に実施した調査結果によると、約3分の2のLEAが統合教育への対応に遅れをとっているようである。

しかし、統合教育へのとりくみは LEA によって相当異なるようである。インナー・ロンドン (Inner London), マンチェスター (Manchester),シェフィールド(Sheffield),などの LEA では、「81年法」施行以前に、普通学校

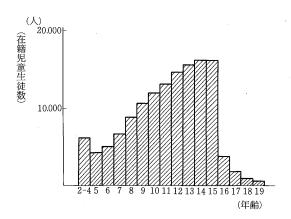


Fig. 1 年齢別にみた特殊学校在籍児童生徒数 (1981 年現在)

注) 文献(7)より

の教師に補助スタッフを付けた援助サービスを確立し、統合教育を推進している。また、ハートフォード (Hertford)、ウォーセスター (Worcester)、チェシャー (Cheshire) などのLEAでは、普通学校に対して巡回治療サービスを拡大している。さらに、コベントリー(Coventry) など多くのLEAが、普通学校の教師に対する特殊教育に関する現職教育プログラムを開発して、教師の資質の向上を目指している。

このように統合教育に関しては地域的な不均衡 が認められるが、上述の地域での良き実践例が、 徐々に全国に波及していく兆しを呈してきている。

3. 特殊学校の新しい役割

上述したように、最近イギリスでは、出生率が低下しており、それに伴い障害児の数も毎年1,000人以上減少している。この傾向は、今後も続くと予想されている。また、近年の医学の進歩、並びに、早期発見・早期教育の充実は障害児の出現率の低下に拍車をかけることになろう。加えて、「81年法」の施行により、徐々にではあるが統合教育が推進され、特殊学校在籍児童生徒数が減少した場合、特殊学校の存在の意義が問われることになろう。Tab.1から看取されるように、特殊学校数は70年代後半をピークに減少を続けている。既に、盲学校・聾学校については、全国的な規模で再編計画が進められている。その他の特殊学校についても、閉鎖や、学区の拡大や、障害種別の異なる児童生徒の受け入れなど、現実的な問題に直面し

ている。

その一方で、特殊学校に対して、「ウォーノック報告」が報告したような、統合教育を実施している普通学校の教師に指導・助言を与えたり、障害乳幼児の早期教育を援助する、といったいわゆるリソースセンターとしての役割が期待されはじめている。たとえば、ラドストック(Radstock)、エーボン(Avon)、グロスター(Gloucester)、ペーターボロー(Peterborough)などでは、特殊学校の教師がチームを編成し、同地区の普通学校で障害児の教育に携わる教師に、指導法や教材についての指導・助言を与えるなど、自らの知識や経験を生かした非常に価値のあるサービスを提供している。今後、こうした新しい試みの普及が望まれている。

また、隣接する特殊学校と普通学校が密接な連携を保ち、統合教育を推進しているところもみられる。以下では、統合教育の実施に際して最も大きな障壁が予想される肢体不自由児の場合を例にして、統合教育における特殊学校の役割を展望してみたい。

Fig. 2 は肢体不自由養護学校であるベール校 (Vale School) と普通学校であるノーサムバーランド・パーク 校 (Northumberland Park School) [以下パーク校と略称する]において、統合教育に関与する職員とその機構を示したものである。統合教育は、ベール校の校長が下記の基準を参考にして適当であると考える生徒をパーク校に照会する形で行なわれる。

- (a) 統合教育に対する親と生徒の態度
- (b) 生徒の健康状態,(特に,必要とされる治療 との関連において)
- (c) 統合教育を実施するための生徒の能力と, 統合教育から利益を享受するための能力の程 度
- (d) 統合教育から期待される生徒の社会的・情緒的発達

両校の当該職員によるケース会議の結果、統合教育の実施が決定された場合、ベール校からパーク校に派遣される援助教師(support teacher)と福祉助手(welfare assistant)が重要な役割を担うことになる。

援助教師の主要な役割は,肢体不自由児特有の 学習上の困難に対処すること,進路に関する付加 的な指導を行なうこと,パーク校の教師のための リソースとして機能すること,である。さらに特

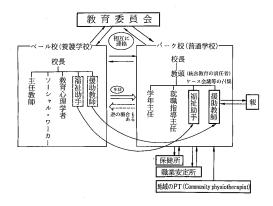


Fig. 2 ベール校とパーク校における統合教育の連携

筆すべき点は、援助教師がベール校とパーク校の間、および、パーク校と障害児の親との間の連絡調整機能を担っている、という点である。この機能により、統合教育によって生じるさまざまな問題や衝突の緩和を図ることができる。この意味で援助教師は、統合教育の中枢機能であると言えよう。

一方,福祉助手は,理学療法プログラムの継続を可能にすること,教室で実際に生徒を援助すること,パーク校の校長が決定するその他の義務を履行すること,が主な役割である。つまり,実際的な介助機能を担っているのである。

この他にも、統合教育の対象となっている生徒の学籍がベール校にも残されていること、生徒の送迎はベール校のスクールバスで行なっていること、など注目すべき点が多い。ここには、障害児の教育の責任は両校が共有すべきものである、という理念がうかがわれる。両校の間の実践は、統合教育に際しての特殊学校の協力の必要性と、特殊学校の新しい役割を示唆しているといえよう。

4. 普通学校における特殊学級やユニット

特殊教育にはさまざまな形態が存在し、その多様性は、一般に、完全に分離された特殊学校での措置から、普通学級への完全な統合までの連続体として考えられる。この多様性が「特別な教育的ニーズ」を満たす際の柔軟性を生み出しているが、このうち、今後、特殊教育において重要な位置を占めることが予想されるのが、普通学校に設置されている特殊学級やユニットである。最近、特殊

学級やユニットの数は、特殊学校数の減少とは対 照的に、増加傾向を示している。

この原因としては次の2点が考えられる。ひとつは、特殊学級やユニットが統合教育の仲介機能を担い、特殊学校から障害児を受け入れるようになった、という点である。いまひとつは、従来普通学級に在籍していた18%の「特別な教育的ニーズ」をもつ児童生徒に対する措置を特殊学級やユニットで講じるようになった、という点である。このため、特殊学級やユニットは、今後、特殊学校と普通学級の両者から、障害の種類や程度の異なる児童生徒を受け入れることになり、多角的な対応の必要性に迫られることになる。

児童生徒のタイプが異なるため、特殊学級やユニットは、その機構、規模、カリキュラムの内容等の点で大きく異なってきている。たとえば、学校の中に完全に統合された機関となって児童生徒に援助を与え、その教育的可能性を拡大させているものもあれば、学校から孤立し、ミニスクールと化しているものもある。また、いわゆるリソースルームとして機能する場合や、趙に、感覚障害などの特定のニーズをもつ児童生徒のみを受け入れる場合、などさまざまである。規模の点からみても、5人程度から100人を越えるものまで多岐に渡っている。

従来,普通学校の多くが,さまざまなニーズをもつ児童生徒に十分に洗練された学習環境を提供する際の問題に遭遇してきた。今後,特殊学級やユニットは,こうした問題に対する1つの解決策になると同時に,一方で,特殊学校から普通学級への橋渡しという重要な役割を担うことになろう。

5.「ウォーノック報告」における最優先課題

ここまで、学校教育段階を中心にみてきたが、「ウォーノック報告」では、①就学前教育、②継続教育、③教員養成・研修、の3領域を最優先すべき課題であるとしている。以下では、この3点について述べてみる。

① 就学前教育

「81年法」は,義務就学年齢児童生徒の場合と同様に,2歳から5歳までの障害幼児の「特別な教育的ニーズ」をできるだけ早期に発見し,特別な教育措置を講じる義務をLEAに課している。

障害幼児の教育の場としては,一般の保育学

校・学級や、特殊学校等に設置されている特別な ユニットや、社会サービス局の管轄下にある保育 所が挙げられる。しかし、その機構上の整備は思 うように進行しておらず、私立の機関に依存する 所が大きい。親たちの私設保育所的な機関である プレイグループが数多く存在するのもこうした事 情を反映している。

プレイグループには、障害児の中に健常児が参加する機会グループと障害児だけの特殊グループがある。最近、地方行政庁が設置し、中央政府が財政援助を与えるところも増えているが、専門的な知識・技能を有する指導者の確保や、カリキュラムの充実など、プレイグループがかかえている課題は多い。

一方,特別なユニットで教育される障害幼児の数は,1970~71年には約1,900人であったのに対し,1981~82年には約5,300人にまで拡大している。しかし,統合教育の理念からいえば、健常児から分離された特別な場での教育よりも,一般の保育学校・学級や保育所での教育が望ましい。今後は,こうした場での施設・設備の拡充や,有資格教師の配置が当面の課題である。

また、障害幼児の場合は、年長児にもまして多専門領域間の連携が必要不可欠である。この意味で、ウェストミンスター(Westminster)地区のドローシー・ガードナー・センター (Dorothy Gardner Centre)のように、教育(保育学校)と福祉(保育所)と保健(クリニック)が共存し、互いに協調を保っている例などは注目に値する。教育と福祉の連携という新しい理念が、障害幼児の就学前教育にも浸透していくことが望まれている。

② 継続教育

障害児に対する義務教育修了(16歳)後の教育、いわゆる継続教育にはさまざまな形態がある。まず、健常児と一緒の第6学年(Sixth form)や第6学年カレッジ(Sixth form college)での教育が考えられる $^{\text{th}}$ 。しかし、こうした場での継続教育がどの程度保障されているのかは疑わしい。全国教員組合(National Union of Teachers)は、1982年に、すべてのLEAに対して、障害児の継続教育に関する質問紙を送付した。回答をよせたLEAのうち、第6学年またはカレッジでの教育を求める障害児に、そこでの教育を保障しているのはわずか17%にすぎなかった。10%のLEAが、第6学

年やカレッジでの教育を全く保障していない,と返答してきたのは驚くべきことであった。残りの73%の LEA は,条件付きで障害児の受け入れを認めるとしてはいたが,その条件は相当厳しいものであった。

第2に、特殊学校への在籍が考えられるが、Fig. 1に示すように、在籍生徒数は極めて少なく、かつ、知的レベルの高い者に限られているようである。オックスフォードシャー (Oxfordshire) などでは、特殊学校での継続教育を求める親の運動が生じたが、大きな成果はみられなかった。

このため、障害児の継続教育は、私立機関によって実施される場合も多い。たとえば、特別なカレッジや、特殊学校に付設されている継続教育部(further education department)での教育が挙げられる。コベントリー(Coventry)のヘレワード・カレッジ(Hereward College)のような例外もあるが、こうした教育機関の大半は、有志立団体で運営されている。

その他,労働準備段階としての精神遅滞児のための成人訓練センターや,肢体不自由児のためのデイセンター等が存在する。こうした機関では,読み・書き・社会性といった基礎的な教育も行なっている。

高等教育に関しては、オープン・ユニバーシティー (Open University) の門戸を障害児にも開き、障害児の教育の機会を拡充しようという動きが強まっている。オープン・ユニバーシティーは、入学資格に制限がなく、単位を取得することによって一般大学と同様に学位を取得することができるのである。

このように、障害児に対する継続教育の場は多種多様である。このことは、一方では、幅広い範囲のニーズが満たされる可能性を示唆するものではあるが、他方では、障害児の継続教育に関する中央政府の施策の相対的不足を意味するものでもある。今後は、カレッジを中心とした国家的施策による継続教育の機会の拡充が望まれている。

注)イギリスでは、中等学校は16歳で区分され、16歳から18歳までの2年間の課程は第6学年と呼称されている。第6学年は、通常、中等学校に付設されているが、近年、第6学年だけが独立して第6学年カレッジを形成する所もふえている。

③ 教員養成・研修

特殊教育教員の資格を取得するためには、普通学校教員養成課程の修了後、障害別の特殊教育に関する1年間の専門教育を受けなければならないのが現行のシステムである。しかし、特殊教育の対象の拡大、並びに、統合教育の推進という現実的問題に直面した時、最も緊急の課題ととるのは、普通学校の教員に特殊教育に関する知識・技能を獲得させることである。事実、「81年法」は、LEAと学校理事会に、以下の義務――すなわち、「特別な教育的ニーズ」をもつ児童生徒を見極め、彼らに適切な教育を施すことの重生徒を見極め、彼らに適切な教育を施すことの重生徒を見極め、彼らに適切な教育を施すことの重要性を、普通学校の教員に認識させる義務――を課している。そこで、ここでは、普通学校教員養成への特殊教育課程の導入に焦点を当てて述べることにする。

障害・リハビリテーション王立協会 (The Royal Association for Disability and Rehabilitation)は、1982年から1983年にかけて全国の教員養成・研修機関に質問紙を送付し、特殊教育に関する教員養成・研修の現状について調査を実施した。以下では、この調査結果を紹介してみたい。

Tab. 2 は、大学の学部レベルの機関における特殊教育関連コースの設置状況を示したものである。半数以上の機関が、特殊教育コースを必修としている。また、80%の機関において、学生は特殊教育関連コースの履修が可能であることが看取される。しかし、その一方で、48%の機関では、学生はこのコースを回避できるともいえる。大学院課程においては、特殊教育に関する必修コースと選択コースを設けていた機関は、それぞれ31%、37%であった。しかし、同課程に在籍している計6、654名の学生のうち、特殊教育関連コースを受講した学生は3、074名(46%)で半数に満たなかった。特に、選択コースの受講が可能な3、453名のうち、実際にそのコースを受講した

Tab. 2 大学の学部レベルの機関における特殊教育関連コースの設置状況

	機関数	%
特殊教育必修コースあり	31	52) 00
特殊教育選択コースあり	17	$\left.\begin{array}{c} 52 \\ 28 \\ 20 \end{array}\right\} 80$
特殊教育コースなし	12	20 $\}$ 48
計	60	100

学生は1,023名(30%)であり,選択率は極めて低かった。全体的にみて,特殊教育に対する学生の意識の低さがうかがわれた。

現職教育に関しては、当該の養成・研修機関に 現職教育の申し込みを行なった教師のうち、691 名(40%)が特殊学校の教師であり、1,031名 (60%)が普通学校の教師であった。これは、普 通学校の教師が障害児に関する特別な訓練の必 要性について認識し始めてきている、という事 実を裏付けているといえよう。しかし、現職教育 申し込み者のうち約3分の1がその受講を認め られなかった、というのは大きな問題点であっ た。こうした状況に対応するため、政府は、1983 年より現職教育の強化のために年間100万ポンド(3億3,000万円)を国庫から割り当ててい る。この事実は、緊縮財政の折だけに、政府が現 職教育の重要性を痛感していることを物語って いると言えよう。

6. おわりに

以上,近年のイギリス特殊教育の動向を概観してきたが、どの領域においても鍵となるのは財源の問題である。政府は、既に、「81年法」実施のために特別な予算を用意する意志がないことを明確にしている。このため、「ウォーノック報告」や「81年法」に盛り込まれた斬新な内容が、どの程度実現されるかについては予測し難いものがある。しかし、多くのLEAが、特殊教育全般に渡って、既存の資源の再配分を検討しながら独自の対応を示していることがうかがわれる。イギリス特殊教育は、漸進的に新たな第1歩を踏み出そうとしているといえよう。

〈謝辞〉本稿作成にあたり資料を提出して下さった筑波大 学心身障害学系藤田和弘助教授に感謝申し上げます。

文 献

- Booth, T: The future of special Education, what difference will the Act make?
 Secondary Education Journal 13 (2) 5-7 1983
- 2) Bradley, J & Hegarty, S: Sixteen-and What Next? Special Education, Forward Trends. 9 (3) 9-12 1982
- 3) Brennan W.K: The future development of special schools. Secondary Education

- Journal 13 (2), 24-26 1983
- 4) Giles, A: The implication of the 1981 Act for ordinary and special schools. Secondary Education Journal 13 (2), 8-13 1983
- 5) HMSO: Special Educational Needs. Report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People. 1978
- 6) HMSO: Education Act 1981. 1981
- 7) HMSO: Education Statistics for the United Kingdom. 1983
- 8)石部元雄・溝上脩編 『世界の特殊教育』 福村出版 1982年
- 9) Newell, P: Education Act 1981. ACE Special Education Handbook. 1983
- 10) Newell, P: Further Education, The Legal Basis. Special Education, Forward Trends. 9 (3) 6-7 1982
- 11) Northumberland Park School: The

- integration of physically handicapped pupils at Northumberland Park School. 1983
- 12) Social Services Department: The Dorothy Gardner Centre. 1983
- 13) Swann, W. (eds): The Practice of Special Education. Basil Blackwell. 1982
- 14) The Times Educational Supplement: 1981.3. 20, 1984.3. 30, 1984.6. 15.
- 15) The Royal Association for Disability and Rehabilitation: Teacher training with regard to children with special educational needs. 1983
- 16) 土屋恵司 「1981年教育法」 外国の立法21(3) 1982年
- 17) 土屋恵司 「英国における障害児教育の動向 -1981年教育法の成立」 レファレンス374 1982年
- 18) 土屋恵司 「英国における障害児教育の動向」 レファレンス389 1983年

Summary

The Current Movement of Special Education in Great Britain
——After the Warnock Report and the Education Act 1981——

Yasushi Kawai Motoo Ishibe

In Great Britain, the Warnock Report was presented in 1978 and the Education Act 1981, which was based upon the Report, was put in force in 1983 April. The main points of the Act are as follows:

- (1) the introduction of the concept of special educational needs.
- (2) the establishment of the principal of integration,
- (3) the enlargement of the right of parental involvement in special education,
- (4) the establishment of the record system.

The contents of the Report and the Act were very nobel.

But it was pointed out that in the face of the cut of education's expenditure various difficult problems exist, such as the promotion of integration, the provision for children under five with special educational needs, the expansion of further education provision, the teacher training and so on. On the other hand, the new role of special schools as resource centers recommended in the Warnock Report and the function of special classes or units are worth notice.

Key word: The Warnock Report, The Education Act 1981, special educational needs